

建築確認・構造計算適合性判定制度の 各種実態について

1. 建築確認審査の実態

建築確認審査に係る委員からの主な意見

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査について、事前相談・構造計算適合性判定を含んだ確認済証交付までの総確認審査日数が50日程度になっていることの妥当性を検証すべき。
- 構造関係の審査について、建築主事等特定行政庁における審査体制等が不十分であり、これらの充実を図るべき。



(1) 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査日数の実態 (P.05~)

- 適判物件に係る総確認審査日数の推移（申請者側・審査側別、事前相談の有無別等、建築主事・指定確認検査機関別、規模別）
- 適判物件に係る構造計算ルート別の件数
- 適判物件に係る総確認審査日数別（長期・短期別）の事例

(2) 特定行政庁における建築確認の実績 (P.11~)

- 特定行政庁における建築確認の実績（特定行政庁の種類別、建築物の規模）

(3) 特定行政庁の確認審査体制の実態 (P.13~)

- 特定行政庁数・建築確認検査に携わる職員数の推移及び職員の資格取得状況
- 特定行政庁の職員の年齢構成
- 構造・設備担当者の配置状況及び確認検査以外の業務との兼務の状況
- 特定行政庁の体制強化に向けた取組及び人材確保策の状況

2. 構造計算適合性判定制度の実態

指定構造計算適合性判定機関に係る委員からの主な意見

- 各都道府県とも、全国的に業務を行う能力を有する指定構造計算適合性判定機関を複数指定するとともに、指定構造計算適合性判定機関の審査について建築規模、計算方法等の制限がされている場合はこれを撤廃すべき。
- 指定構造計算適合性判定機関の選択に制限を設けないようにすべき。
- 構造設計者と構造計算適合性判定担当者の事前相談を制度化すべき。

(1) 指定構造計算適合性判定機関の実態 (P.18~)

- 指定構造計算適合性判定機関の指定状況
- 構造計算適合性判定件数の推移(判定機関別)
- 各都道府県における指定構造計算適合性判定機関の指定申請の受理状況
- 指定構造計算適合性判定機関の業務体制・事前相談・専門家委員会の実施状況
- 構造計算適合性判定を依頼する指定構造計算適合性判定機関の決定方法
- 申請者への指定構造計算適合性判定機関の事前周知の状況

構造計算適合性判定員に係る委員からの主な意見

- 指定構造計算適合性判定機関に常勤の構造計算適合性判定員の配備を義務付け、審査時間の短縮化を図るべき。

(2) 構造計算適合性判定員の実態 (P.24~)

- 構造計算適合性判定員数の推移及び判定員の確保状況等
- 構造計算適合性判定員(常勤・非常勤別)の判定の実績
- 構造計算適合性判定員の年齢構成

3. 建築確認と構造計算適合性判定の役割分担等の実態

確認と構造計算適合性判定の双方を行う機関に係る委員からの主な意見

- 指定構造計算適合性判定機関の指定基準を満たす指定確認検査機関であれば、該当する同一案件について確認と構造計算適合性判定の両方の審査を行えるようにすべき。
- 指定構造計算適合性判定機関については都道府県知事が指定することになっているが、全国的な基準で国土交通大臣が指定を行うことも可能な制度を検討すべき。

(1) 確認と構造計算適合性判定の双方を行う機関の実態 (P.28～)

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の兼務の状況
- 建築確認部門と構造計算適合性判定部門の分離状況
- 構造計算適合性判定の第三者性・独立性の確保方策の実施状況

確認と構造計算適合性判定の業務分担に係る委員からの主な意見

- 構造審査については、建築主事・指定確認検査機関は指定構造計算適合性判定機関の審査を踏まえて最終的な確認のみ行うなど、役割分担を適正化すべき。
- 建築主事等の審査は設計図書の整合性や仕様規定の審査に限定し、構造計算は指定構造計算適合性判定機関のみでの審査とすべき。

(2) 確認と構造計算適合性判定の業務分担の実態 (P.31～)

- 確認と構造計算適合性判定における業務分担の実態

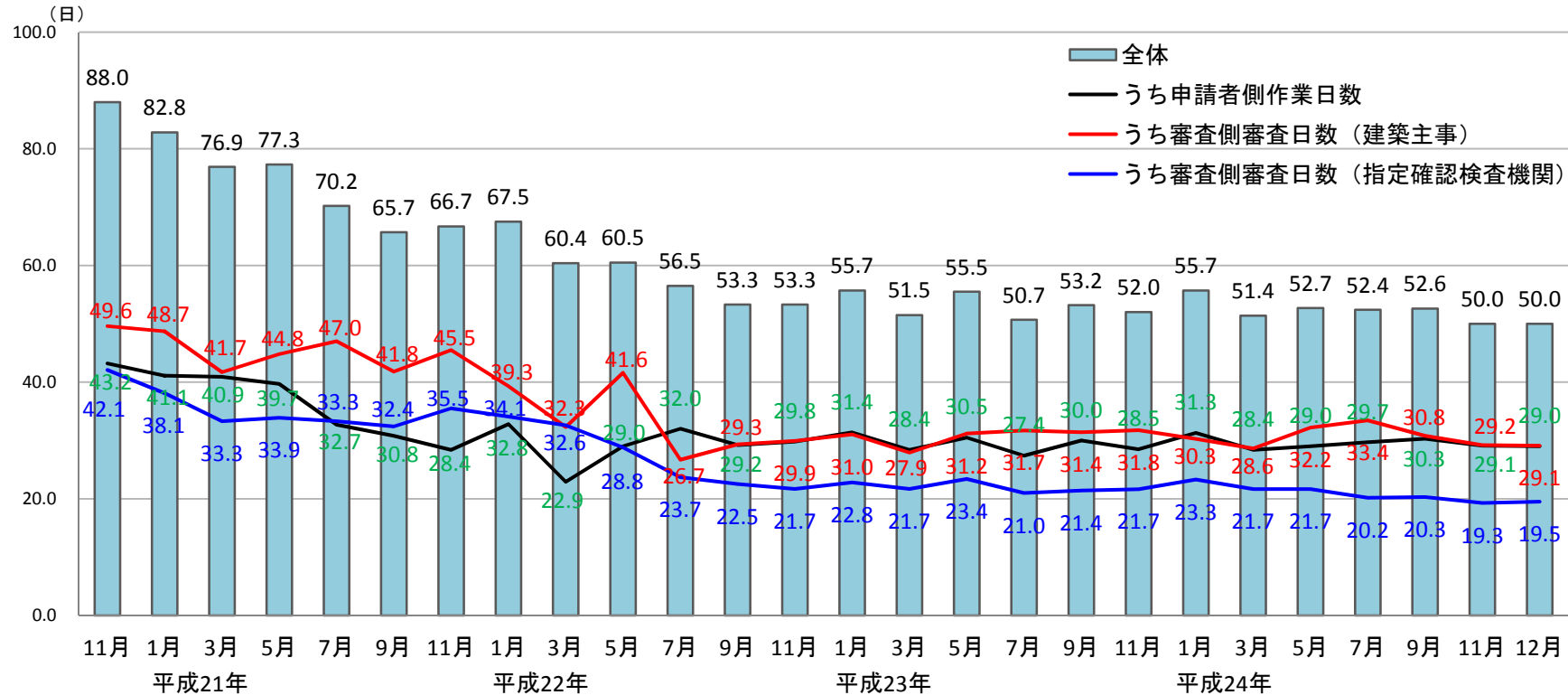
1. 建築確認審査の実態

- (1) 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査日数の実態
- (2) 特定行政庁における建築確認の実績
- (3) 特定行政庁の確認審査体制の実態

適判物件に係る総確認審査日数の推移(申請者側・審査側別)

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数（事前相談期間含む。以下同じ）は、平成22年下期あたりから50日程度で定常的に推移している。
- このうち、申請者の作業日数・審査側の審査日数は、申請者側は30日程度、審査側（建築主事）は30日程度、審査側（指定確認検査機関）は20日程度で定常的に推移している。

構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数の推移(申請者側・審査側別)



※ 確認審査日数については、

- ・平成22年8月までの確認審査日数については各月初めの5営業日に確認済証を交付した適判対象物件を対象に分析。
- ・平成22年9月からは「建築確認手続き等の運用改善」の施行日(平成22年6月1日)以降に確認申請受付を行い、当該月中に確認済証を交付した全ての適判対象物件を対象に分析。
- ・事前相談受付※から確認済証交付までに要する日数(申請者側の作業日数と審査側の作業日数を含む)。 * 事前相談の受付日の具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。

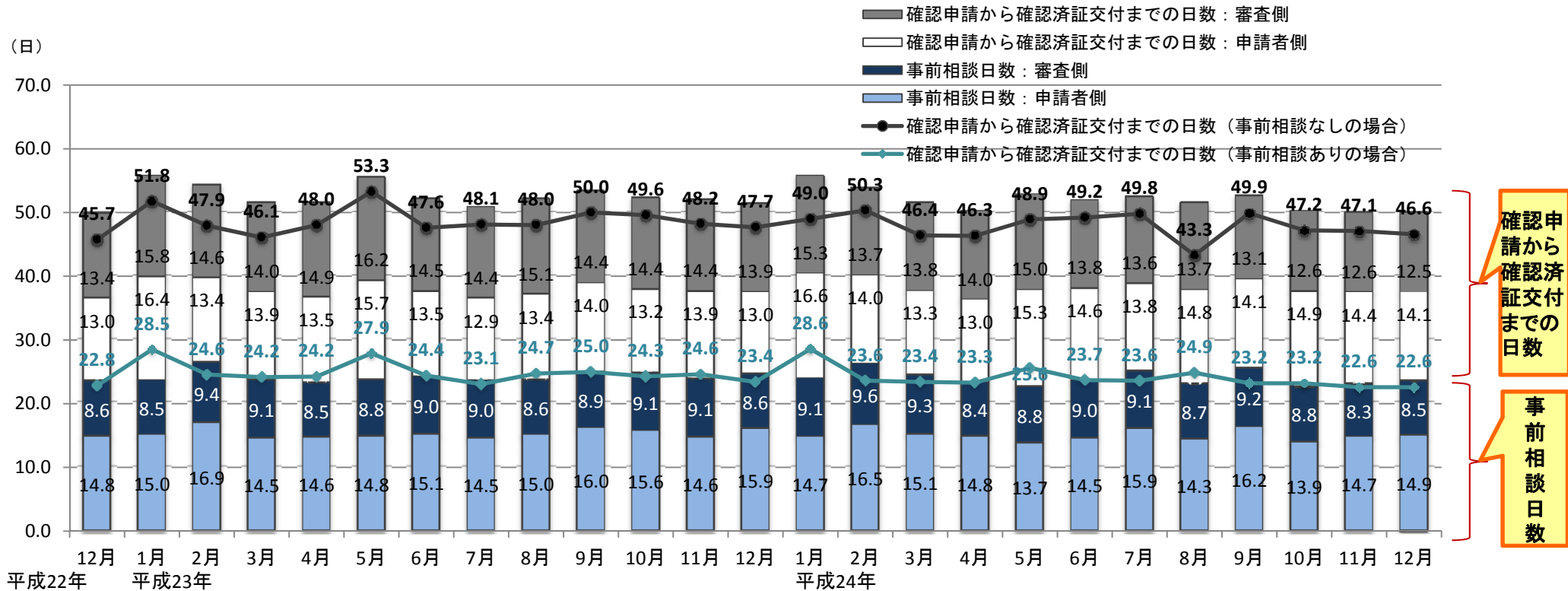
※ 平成23年3~6月分に関しては、岩手県の一部の地区について東日本大震災の影響により建築確認実績の把握が困難な状況であるため、確認が可能な範囲で集計を行っている。

(国土交通省調べ)

適判物件に係る総確認審査日数の推移(事前相談の有無別等)

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る総確認審査日数のうち、事前相談日数については25日程度で定常的に推移している。
- また、事前相談を行った物件に係る確認申請から確認済証交付までの日数については、事前相談を行っていない物件に比べ、25日程度短くなっている。

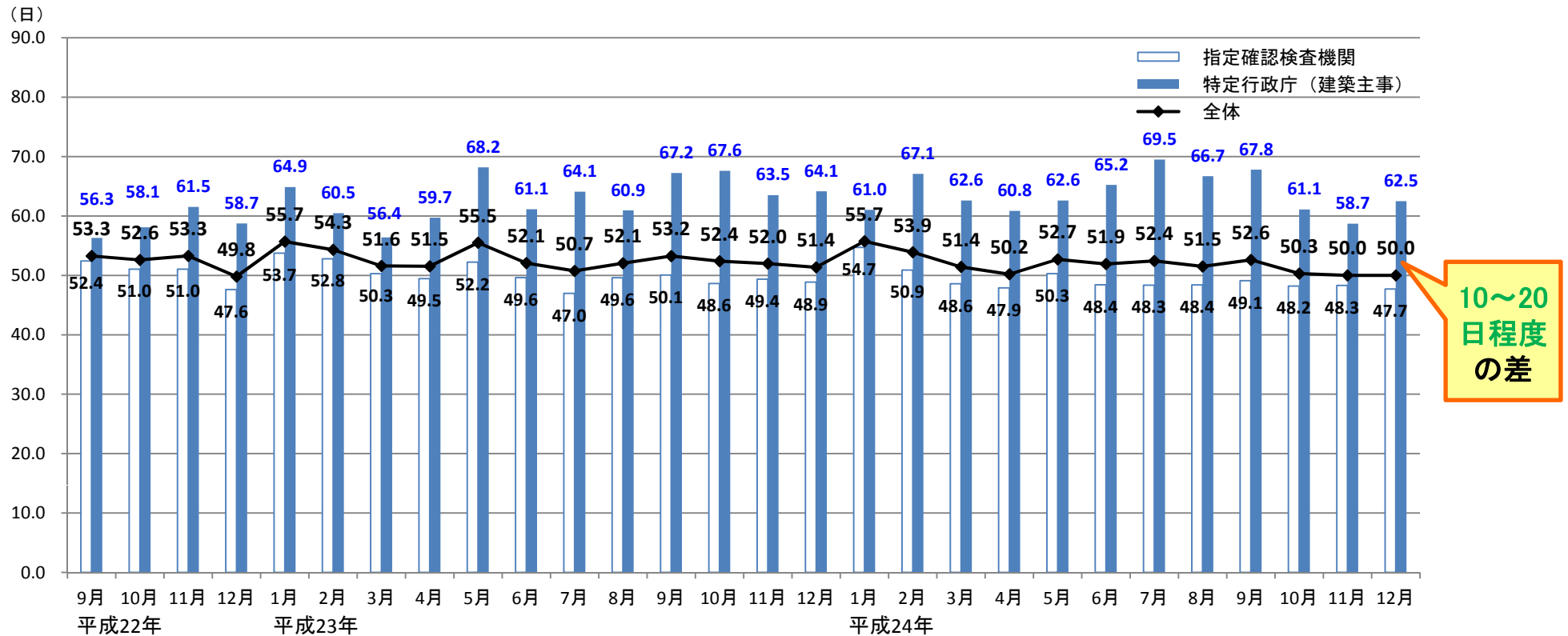
構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の確認申請から確認済証交付までの日数、事前相談日数の推移 (申請者側・審査側別)



適判物件に係る総確認審査日数の推移(建築主事・指定確認検査機関別)

○ 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数は、近年では建築主事が審査した案件の方が、指定確認検査機関が審査した案件に比べて、10~20日程度長くなっている。

■ 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数の推移(建築主事・指定確認検査機関別)

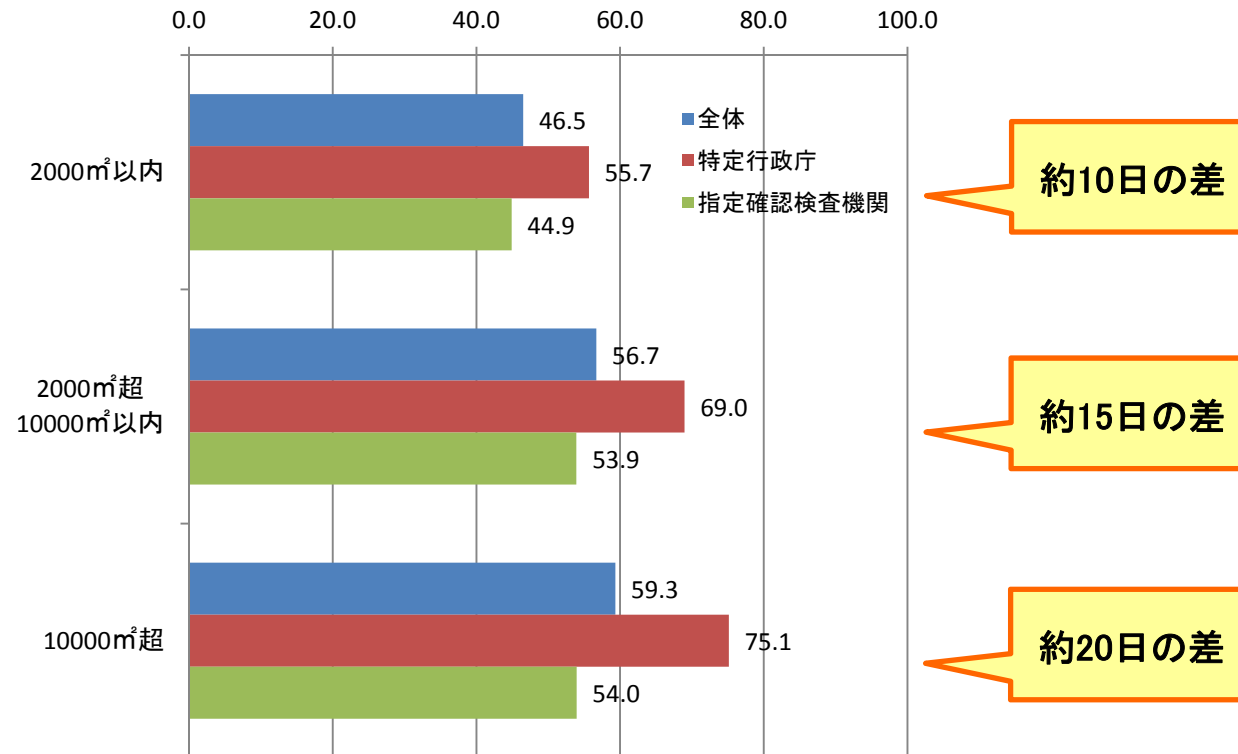


※ 法定通知を発出した物件を含む。事前相談の受付日に係る具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。

適判物件に係る総確認審査日数の推移(規模別)

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数は、建築物の規模が大きくなる程、長くなっている。
- 建築物の規模が大きくなるにつれ、平均の総確認審査日数は建築主事が審査した案件の方が、指定確認検査機関が審査した案件に比べて、10~20日程度長くなっている。

■構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数の推移(規模別)

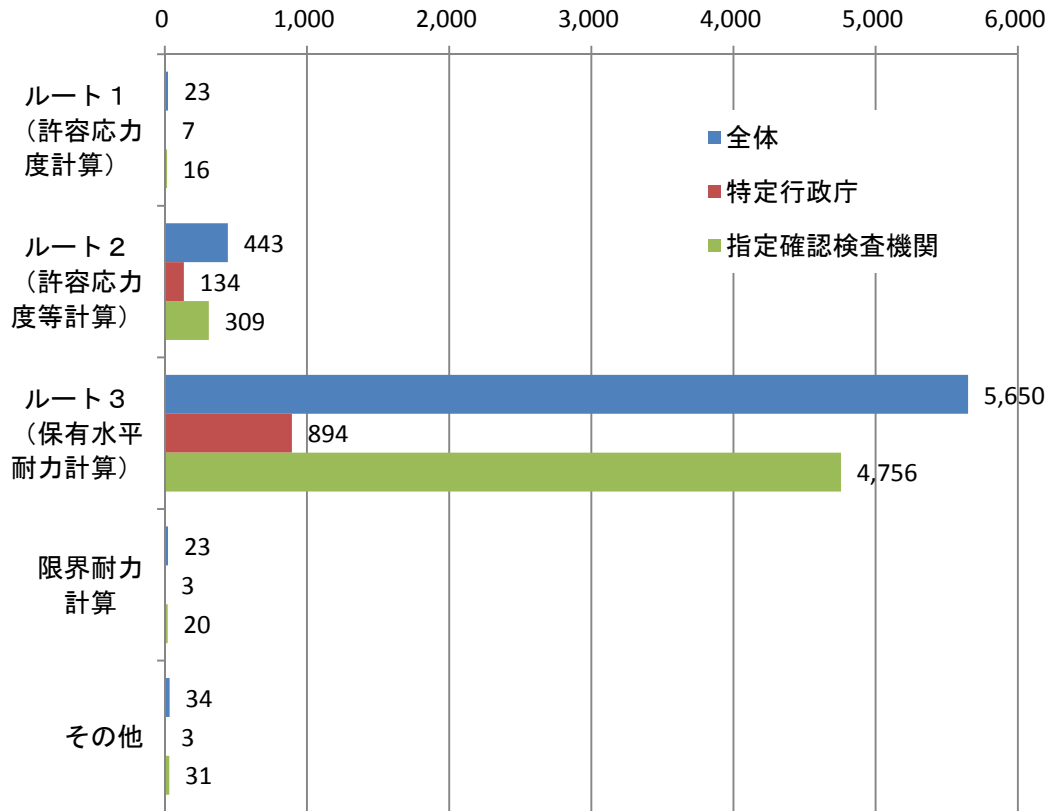


※ 平成24年9月~12月の確認済証を交付した物件(計6,173件)を対象に分析。

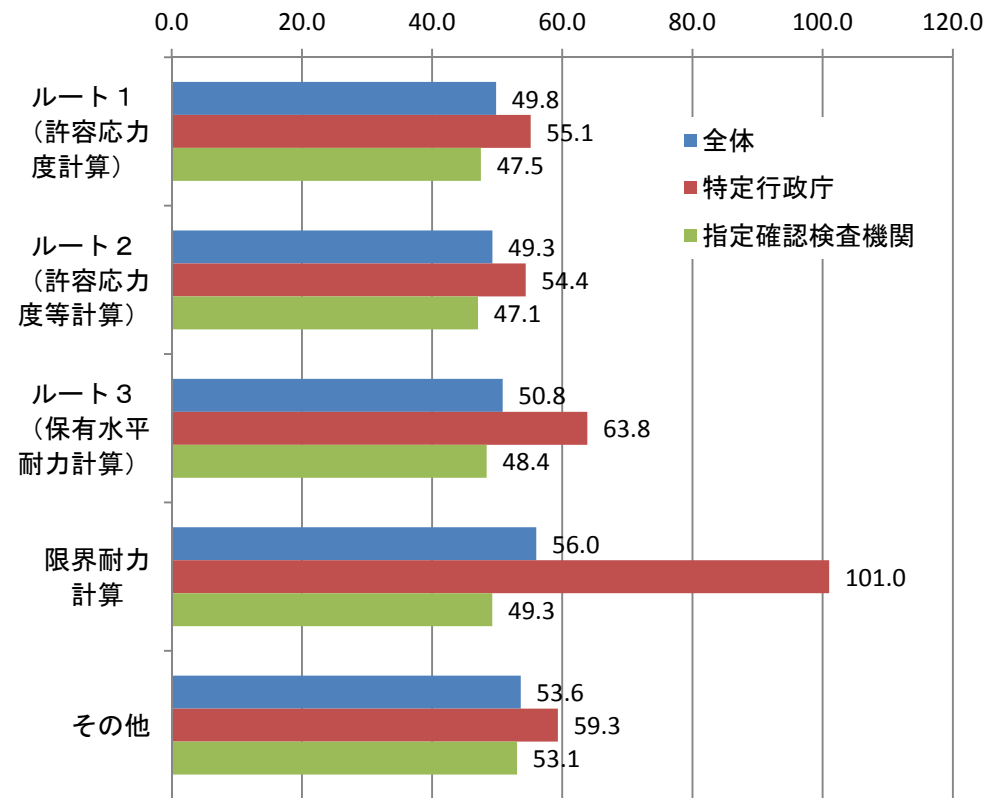
適判物件に係る構造計算ルート別の件数

- 平成24年9月～12月の確認済証を交付した物件（202,947件）のうち、構造計算を行った6,173件について構造計算ルート別の件数をみると、ルート2の件数が443件（全体の約7%）ルート3の件数が5,650件（約9割）となっている。
- 構造計算ルート別の平均の総確認審査日数については、いずれの計算法の場合も特定行政庁の方が指定確認検査機関よりも長くなっている。

■構造計算ルート別の確認件数



■構造計算ルート別の平均の総確認審査日数



※平成24年9月～12月の確認済証を交付した物件（202,947件）のうち、構造計算を行った6,173件を対象。

適判物件に係る総確認審査日数別(長期・短期別)の事例

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数は、全体的には50日程度に定常化しつつあるものの、個別の案件毎にみていくと幅がある。
- 例えば、設計図書の精度が低い、審査側の指摘が多く分かりにくい等により審査期間が長期化するケースがある一方、設計図書の精度が高い、審査側と十分な事前相談を行っている等により審査期間が短くなるケースもある。

■長期間の事例

事例提出者	用途・規模等	確認機関の種類	総審査日数(A)+(B)	審査側の作業期間(A)	うち、構造計算適合性判定に係る期間	設計者側の作業期間(B)	確認済証交付までに長期間を要した主な要因
審査側	共同住宅の新築 (RC造、4階建、延べ面積約1,000㎡)	建築主事	130日	27日	20日	103日	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への指摘や訂正すべき箇所が多かったため。 ・確認申請提出前に対応すべき事項(条例に基づくただし書き許可)がなされていないため。
申請者側	倉庫の新築 (S造、5階建、延べ面積約22,000㎡)	民間機関	83日	62日	36日	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査側からの質疑が多く、指示内容が分かりにくかったため。

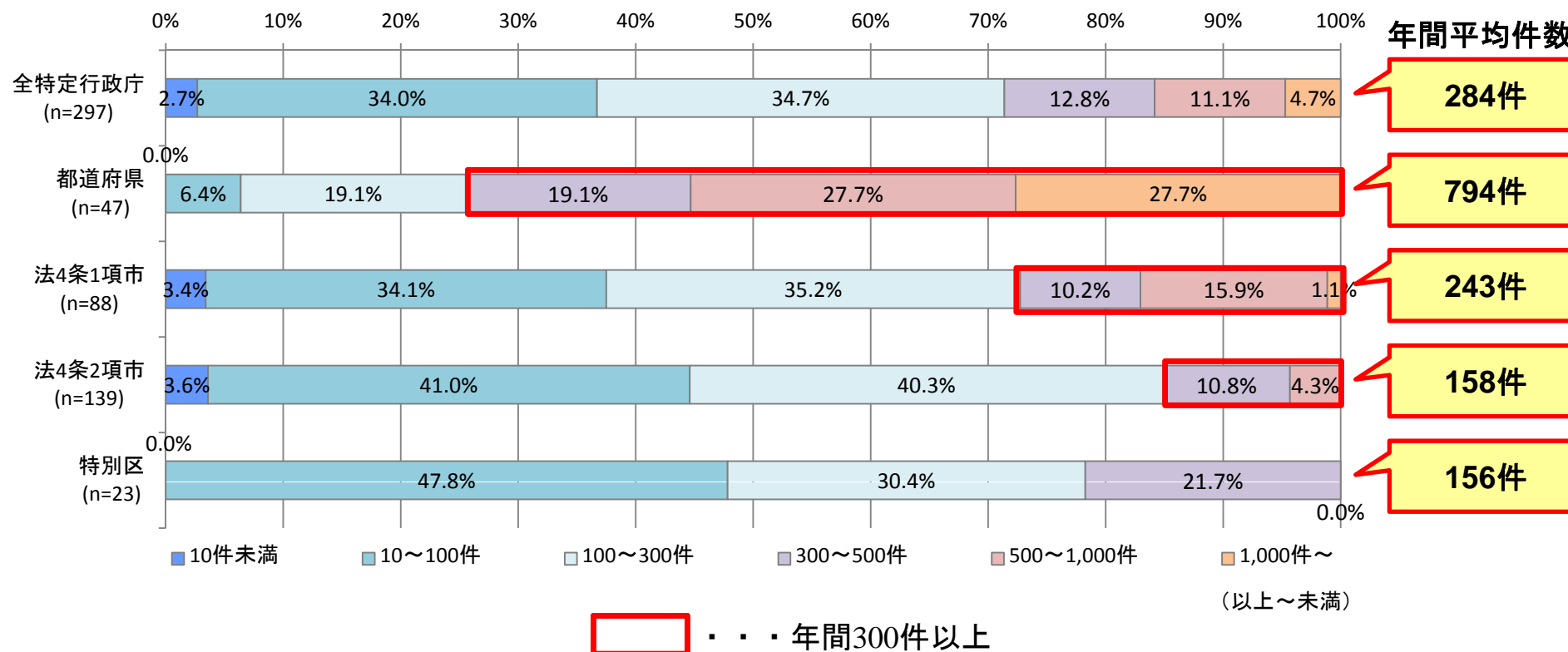
■短期間の事例

事例提出者	用途・規模等	確認機関の種類	総審査日数(A)+(B)	審査側の作業期間(A)	うち、構造計算適合性判定に係る期間	設計者側の作業期間(B)	短期間で確認済証が交付された主な要因
審査側	共同住宅の新築 (RC造、4階建、延べ面積約3,500㎡)	民間機関	32日	17日	1日	15日	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者側が事前に特定行政庁や指定構造計算適合性判定機関等へ十分な調整を行っていたため。 ・設計図書の精度が高かったため。
申請者側	倉庫の増築(S造、1階建、延べ面積約2,000㎡)	建築主事	26日	19日	12日	7日	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請提出前に、構造計画の方針について事前協議を行っていたため。 ・審査側からの指摘事項に対して、迅速に回答を行ったため

特定行政庁における建築確認の実績(特定行政庁の種類別)

- 特定行政庁（限定特定行政庁除く）における確認済証交付件数の年間平均は284件。
- 特定行政庁の種類別にみると、年間平均の確認済証交付件数が300件以上ある都道府県は全体の約75%、人口25万人以上の市（建築基準法第4条第1項）は約30%、人口25万人未満の市（建築基準法第4条第2項）は約15%となっている。

■年間平均の確認済証交付件数及びシェア（特定行政庁の種類別）

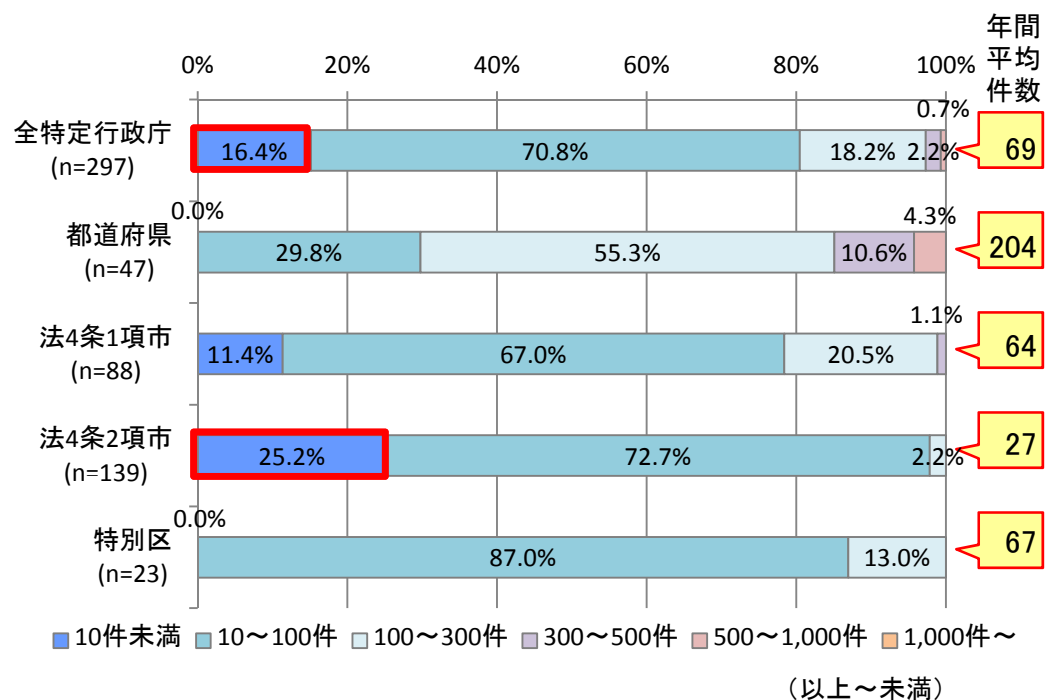


※ 限定特定行政庁を除く全特定行政庁のH21~23年度における建築基準法第6条第1項第1~4号に該当する建築物の年間平均の確認済証交付件数を対象に調査（国土交通省調べ）

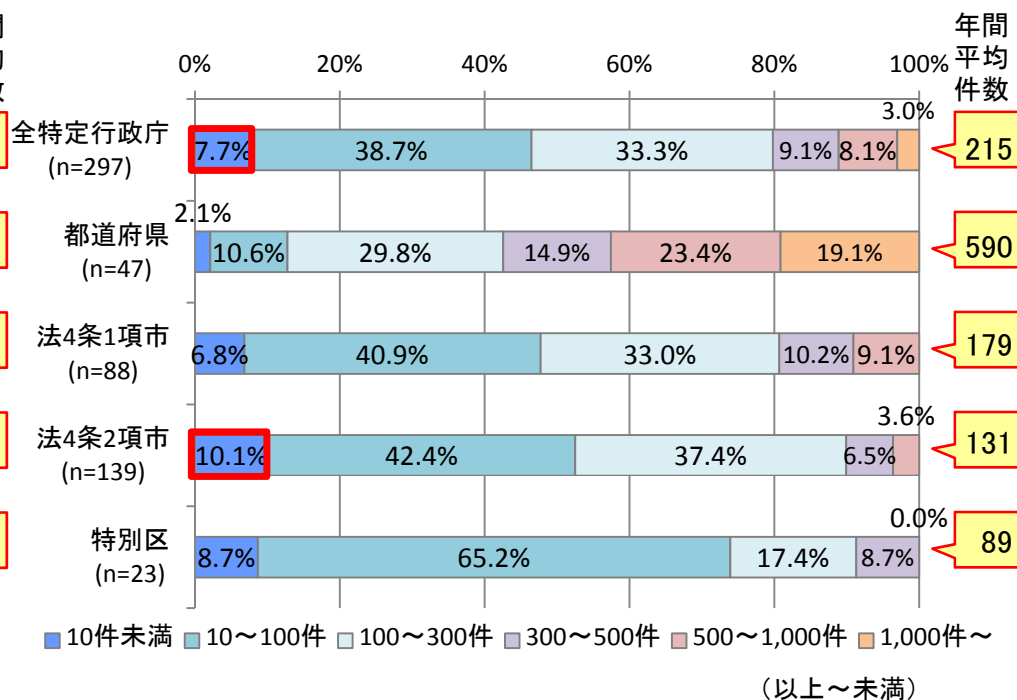
特定行政庁における建築確認の実績(建築物の規模、特定行政庁の種類別)

- 4号建築物(小規模な木造建築物等)を除く1~3号建築物の年間平均の確認済証交付件数が10件に満たない特定行政庁は全体の約16%となっており、特に人口25万人未満の市(建築基準法第4条第2項)では約25%となっている。
- 一方、4号建築物の年間平均の確認済証交付件数が10件に満たない特定行政庁は全体の約8%となっており、人口25万人未満の市(建築基準法第4条第2項)でも約10%となっている。

■ 1~3号建築物の年間平均の確認済証交付件数及びシェア
(特定行政庁の種類別)



■ 4号建築物の年間平均の確認済証交付件数及びシェア
(特定行政庁の種類別)

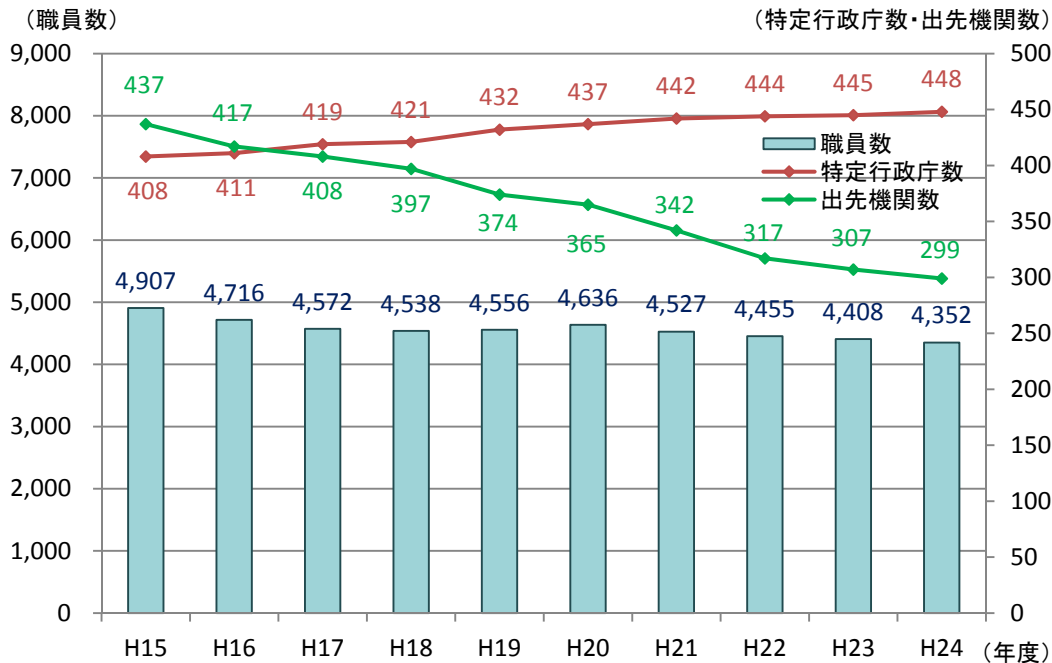


※ 限定特定行政庁を除く全特定行政庁のH21~23年度における建築基準法第6条第1項第1~3号又は4号に該当する建築物の年間平均の確認済証交付件数を対象に調査(国土交通省調べ)

特定行政庁数・建築確認検査に携わる職員数の推移及び職員の資格取得状況

- 特定行政庁数は、408行政庁（平成15年度）から448行政庁（平成24年度）に約1割増加している。
- 一方、特定行政庁の出先機関数は437機関（平成15年度）から299機関（平成24年度）に約3割減少している。
- 特定行政庁の建築確認審査・検査に携わる職員の数には減少傾向にあり、4,907人（平成15年度）から4,352人（平成24年度）に約1割減少している。
- 平成24年度の同職員のうち、一級建築士は2,329人（約54%）、構造一級建築士は70人（約1.6%）、設備一級建築士は11人（約0.3%）となっている。

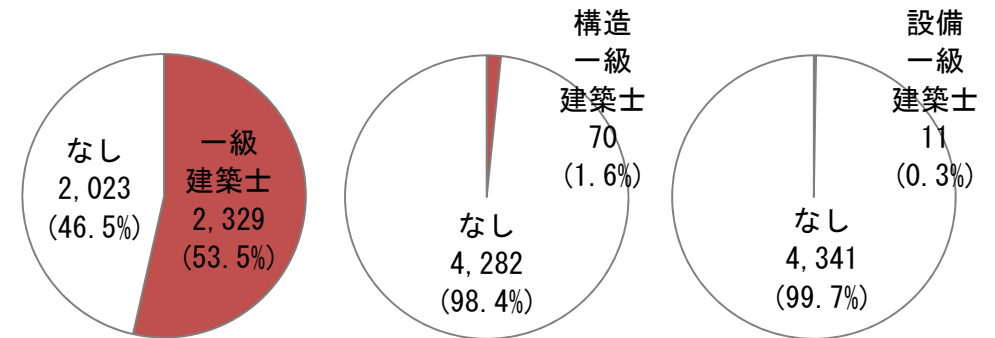
■ 特定行政庁数・建築確認検査に携わる職員数¹⁾の推移
 全国における建築確認審査・検査に携わる職員数及び出先機関数の推移



※ 各年度の4月1日時点。

1) 出先機関を含む建築確認審査・検査に実務的に携わっている職員の数（受付や事務処理のみを行う職員は除き、常勤・非常勤は問わない）。

■ 特定行政庁数・建築確認検査に携わる職員の資格取得状況（H24.4.1時点）

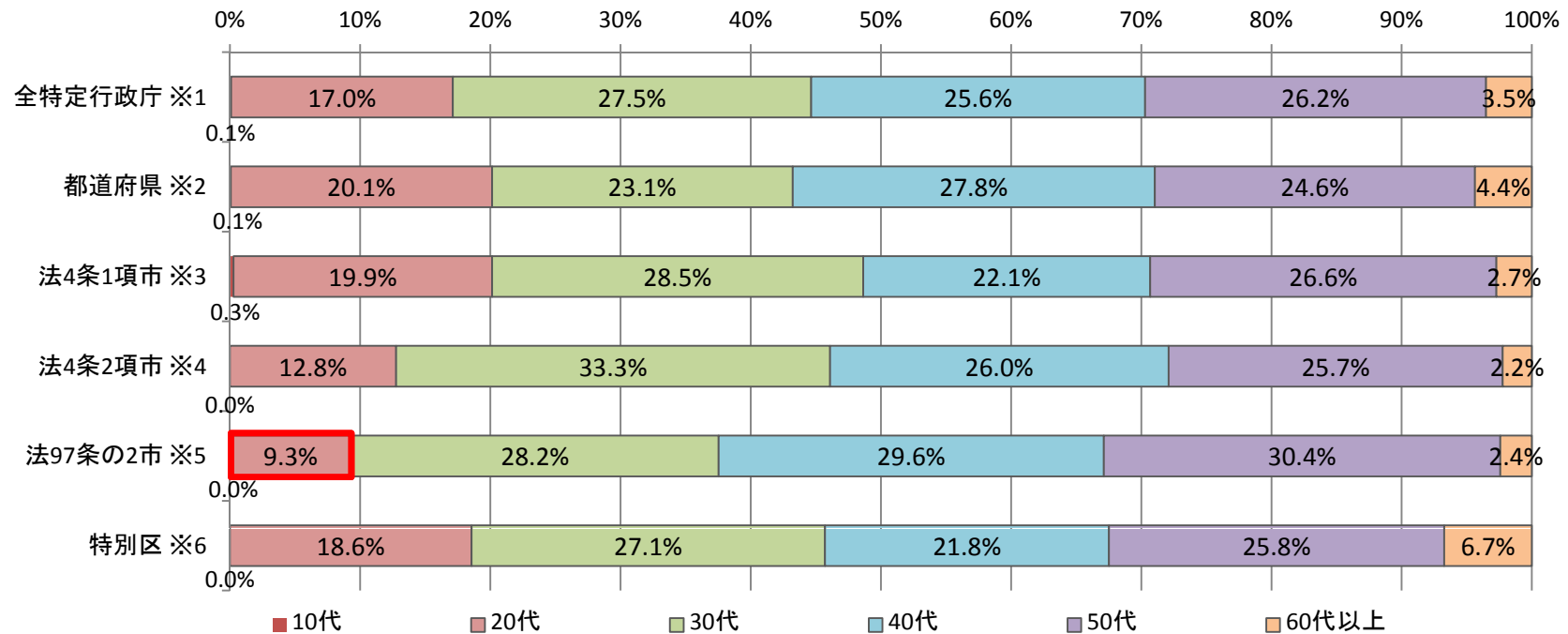


※ 特定行政庁の建築確認審査・検査に携わる職員4,352人に占める各資格取得者の割合。H24.4.1時点（国土交通省調べ）

特定行政庁の職員の年齢構成

- 特定行政庁の職員の年齢構成は、特定行政庁の種類にかかわらず、30代・40代・50代の職員は各世代ともほぼ同じ構成比（約2～3割）となっているが、これらに比べて20代の職員の構成比（約1～2割）は低くなっている。
- 特に4号建築物のみを扱う限定特定行政庁（建築基準法第97条の2）における20代の職員の構成比は約9%と低くなっている。

■ 特定行政庁の職員の年齢構成（H24.4.1時点）

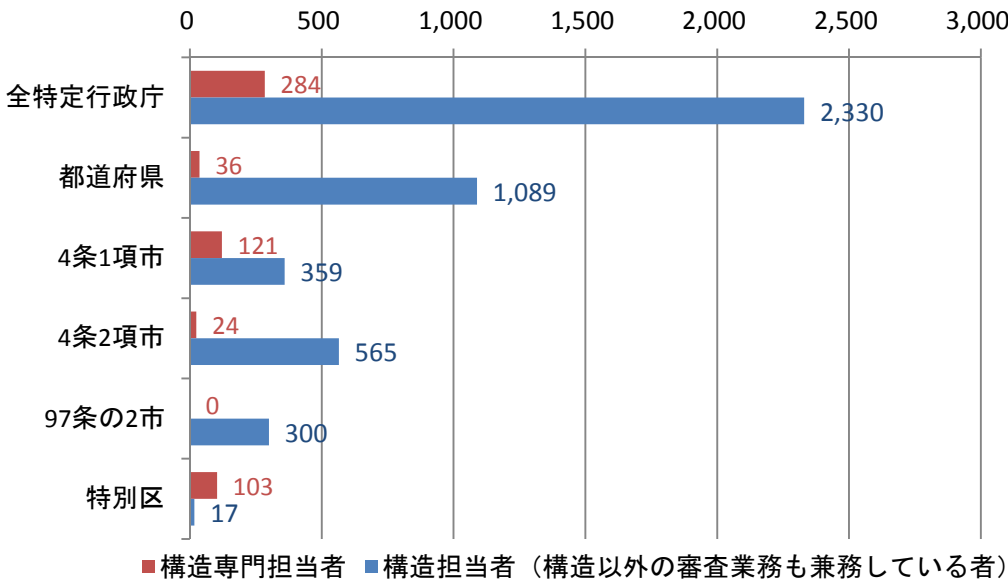


※1 全特定行政庁（448）の建築確認審査・検査に携わる職員4,352人の年齢構成
 ※2 都道府県（47 特定行政庁）の建築確認審査・検査に携わる職員1,395人の年齢構成
 ※3 法4条1項市（88 特定行政庁）の建築確認審査・検査に携わる職員1,102人の年齢構成
 ※4 法4条2項市（139 特定行政庁）の建築確認審査・検査に携わる職員846人の年齢構成
 ※5 法97条の2市（151 特定行政庁）の建築確認審査・検査に携わる職員578人の年齢構成
 ※6 特別区（23 特定行政庁）の建築確認審査・検査に携わる職員431人の年齢構成

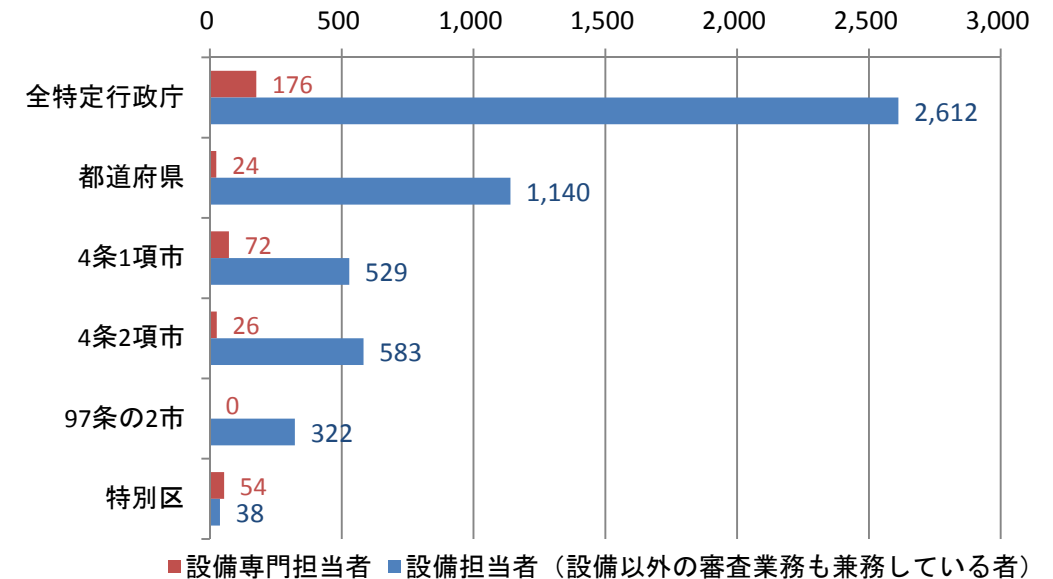
構造・設備担当者の配置状況及び確認検査以外の業務との兼務の状況

- 特定行政庁の構造専門担当者は284人、設備専門担当者は176人となっている。
- 構造・設備以外の審査業務も兼務している構造担当者は2,330人、設備担当者は2,612人となっており、多くの特定行政庁において構造・設備以外の審査業務も兼務している。
- また、確認検査以外の業務の兼務状況は、構造専門担当者は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」関連業務、設備専門担当者は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」関連業務との兼務が多くなっている。

■構造専門担当者・構造担当者の配置状況



■設備専門担当者・設備担当者の配置状況



■構造専門担当者・設備専門担当者の確認検査以外の業務の兼務状況

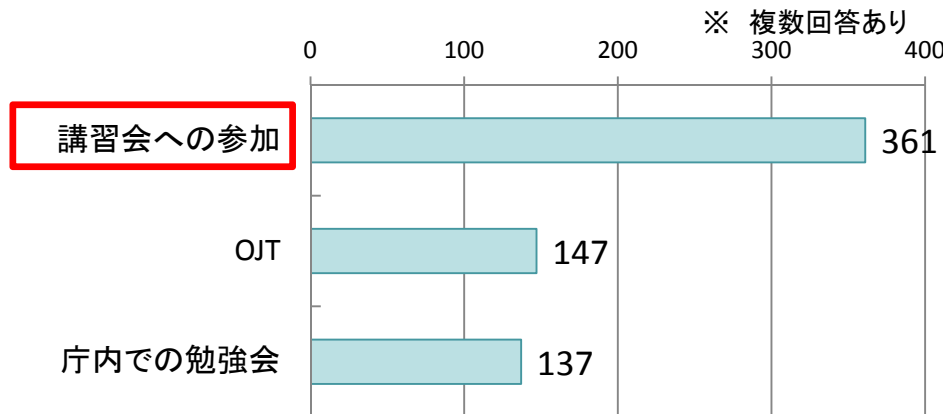
	建築基準法第9条・第10条関連業務	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」関連	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」関連	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」関連	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」関連
構造専門担当者	10%	54%	7%	6%	26%
設備専門担当者	19%	5%	13%	78%	11%

※ 特定行政庁の建築確認審査・検査に携わる職員を対象に調査。H24.4.1時点（国土交通省調べ）

特定行政庁の体制強化に向けた取組及び人材確保策の状況

- 特定行政庁の職員の確認審査に係る能力の向上に向けて、約8割の特定行政庁では外部講習会に参加している。
- また、約4割の特定行政庁では民間の技術者の中途採用や一時雇用などにより、外部から能力ある人材を確保している。
- 都道府県主催の管内特定行政庁職員等を対象とした確認審査に係る講習・研修等へは、平成19年以降、延べ27,077人が参加している。

■特定行政庁の職員の審査能力向上に向けた取り組み状況

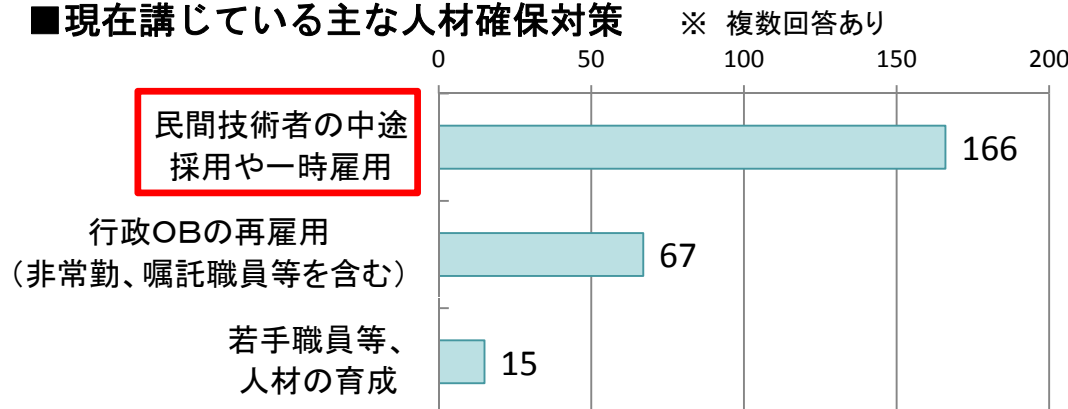


■特定行政庁職員等を対象とした確認審査に係る講習・研修等*の実績 (平成19~24年度(見込)の延数)

	延べ実施回数(回)	延べ参加職員数(人)	延べ実施期間(日)
確認審査に係る講習・研修等	1,117	27,077	1,644

* 特定行政庁の職員を対象とした確認審査に係る講習・研修や、民間事業者等向けの確認審査に係る講習・研修等で特定行政庁の職員が参加が可能なものも含む。

■現在講じている主な人材確保対策



※ 限定特定行政庁を含む全特定行政庁(448行政庁)を対象に調査(H24 国土交通省調べ)

2. 構造計算適合性判定制度の実態

(1) 指定構造計算適合性判定機関の実態

(2) 構造計算適合性判定員の実態

指定構造計算適合性判定機関の指定状況

- 指定構造計算適合性判定機関の指定の数が5機関以下となっている都道府県は32（全体の約2/3）あり、うち2機関以下の都道府県も15（全体の約1/3）ある。
- 都道府県において構造計算適合性判定を行っている都道府県は9（全体の約2割）ある。（都道府県のみで構造計算適合性判定を行っているのは1のみ。）

■ 指定構造計算適合性判定機関の数：59機関（都道府県知事：9，指定構造計算適合性判定機関：50）

■ 各都道府県における構造計算適合性判定機関の指定状況

適判機関の 指定数 ¹⁾	1機関のみ	2機関	3~5機関	6~10機関	11~15機関	16機関以上	計
該当する都道府県数	2 (4%)	13 (28%)	17 (36%)	9 (19%)	4 (9%)	2 (4%)	47
備考	北海道、大分県	千葉県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、熊本県	富山県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、大阪府、広島県、山口県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県	青森県、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、徳島県、宮崎県、沖縄県	宮城県、福島県、群馬県、神奈川県	埼玉県、東京都、	

1) 都道府県知事自らが行っている場合は、当該都道府県知事を1機関として算入。

■ 各都道府県における構造計算適合性判定の実施主体の状況

都道府県知事のみ ²⁾	都道府県知事 ²⁾ + 指定機関	指定機関のみ	計
1(2%)	8(17%)	38(81%)	47
大分県	宮城県、山形県、長野県、岐阜県、岡山県、広島県、山口県、高知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	

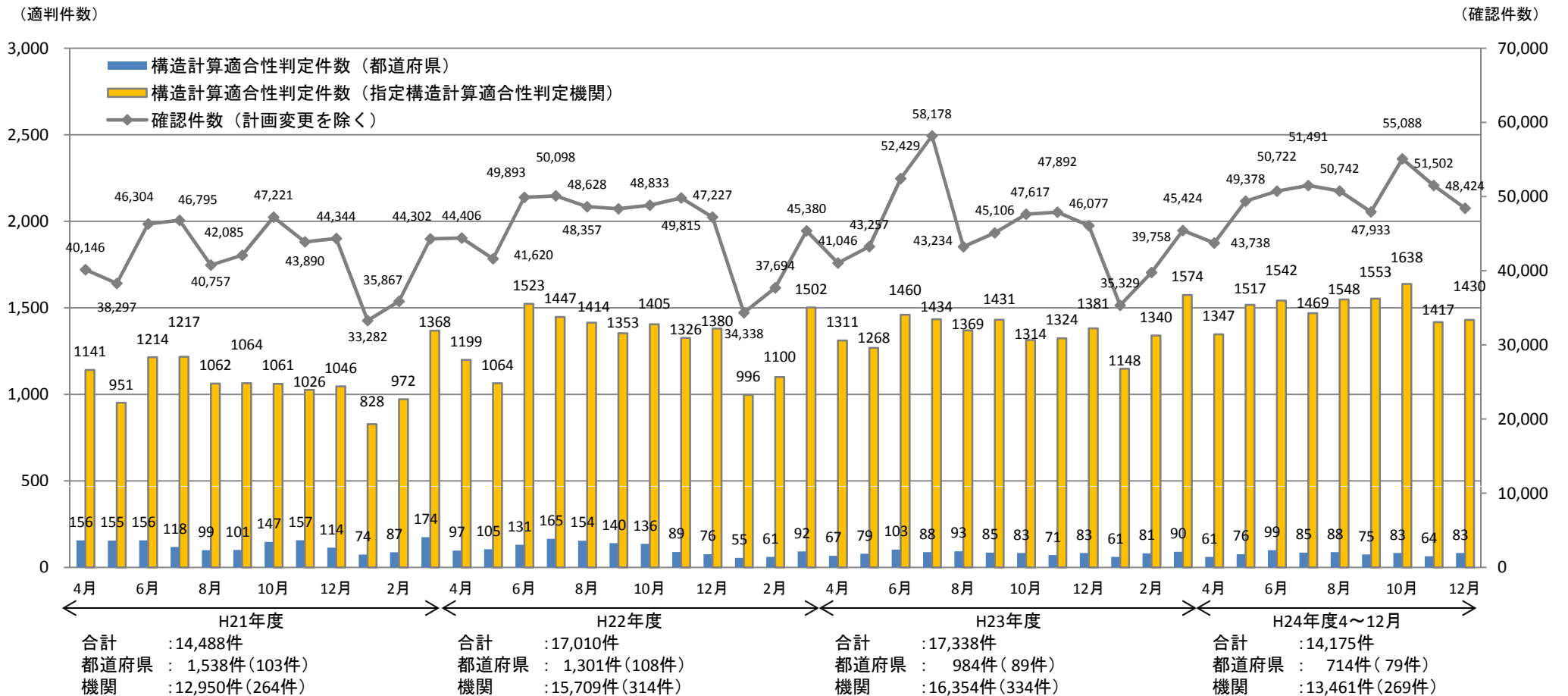
2) 都道府県知事が行っている場合、外部団体や外部の判定員に一部業務を委託等して実施している。

※ H24.9.1時点（国土交通省調べ）

構造計算適合性判定件数の推移(判定機関別)

○ 平成23年度における判定機関別の構造計算適合性判定の年間平均件数は、都道府県で984件（月平均82件）、指定構造計算適合性判定機関で16,354件（月平均1,363件）となっている。

■構造計算適合性判定件数の推移（都道府県・指定構造計算適合性判定機関別）

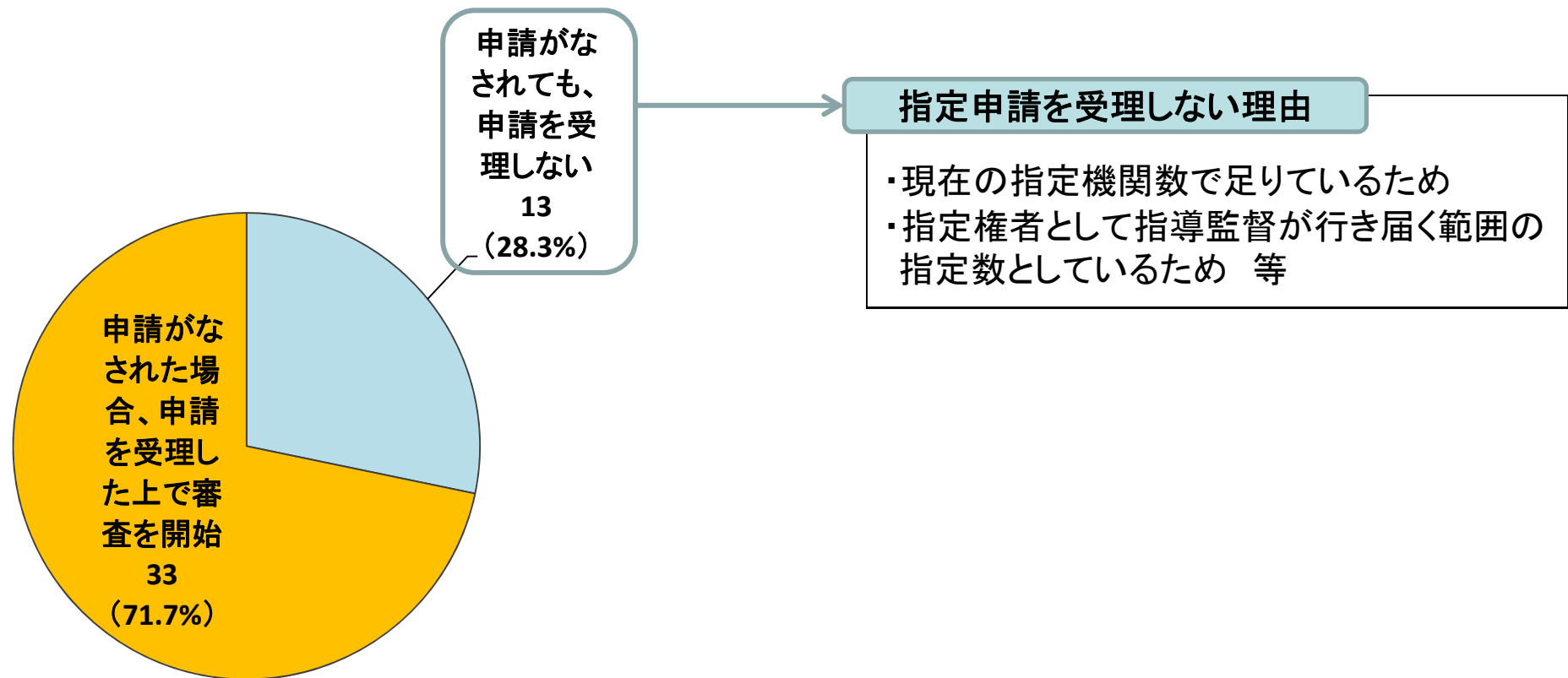


※ ()内は1機関当たりの平均

各都道府県における指定構造計算適合性判定機関の指定申請の受理状況

- 現在の指定機関数で足りている、指定権者として指導監督が行き届く範囲の指定数としている等の理由により、指定構造計算適合性判定機関の指定申請がなされても受理をしない都道府県が13（全体の約3割）ある。

■指定構造計算適合性判定機関の指定申請の受理状況



※ 構造計算適合性判定機関を指定していない大分県を除く46都道府県を対象に調査(H24国土交通省調べ)

指定構造計算適合性判定機関の業務体制・事前相談・専門家委員会の実施状況

- 業務区域を1つの都道府県としている指定構造計算適合性判定機関が42（全体の約7割）ある。
- 本店以外に支店がある指定構造計算適合性判定機関が23（全体の約4割）ある。
- 事前相談を制度化している都道府県及び指定構造計算適合性判定機関が45（全体の約3/4）ある。
- 専門的な識見を有する者の意見を聴くことの実施体制がある都道府県及び指定構造計算適合性判定機関が54（全体の約9割）、うちこの5年間で意見聴取を実施した機関が21（約4割）ある。

■業務区域

※ H24.9.1時点（国土交通省調べ）

業務区域としている都道府県の数	1	2～5	6～10	11～19	20以上	計
該当する適判機関数	42 (71%)	4 (7%)	7 (12%)	2 (3%)	4 (7%)	59
備考					日本建築センター(37) 建築構造センター(26) ビューローベリタスジャパン(21) 日本建築総合試験所(21)	

■適判機関の業務体制（本店・支店の設置）

	機関数	
本店のみ	36	(61%)
本店＋支店	23	(39%)
計	59	(100%)

■事前相談制度の実施状況

	①制度化している	②制度化していない ¹⁾	計
計	45(76%)	14(24%)	59
適判を行っている都道府県	3(33%)	6(67%)	9
指定適判機関	42(84%)	8(16%)	50

1) 制度化していない理由：非常勤の判定員が多く、審査体制が未整備なため 等

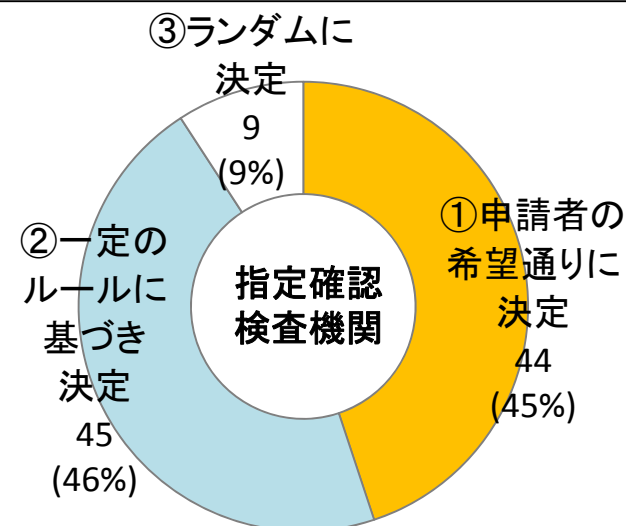
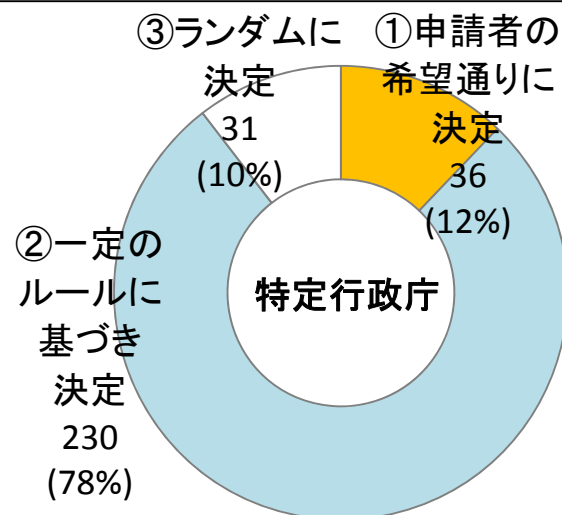
■専門家委員会（法6条7項¹⁾等）の実施体制の有無と意見聴取の実績

	実施する体制がある機関	H19～23年度において実施した機関	実施する体制がない機関	合計
計	54(92%)	21(36%)	5(8%)	59(100%)
都道府県	8(88%)	4(44%)	1(12%)	9(100%)
指定構造計算適合性判定機関	46(92%)	17(34%)	4(8%)	50(100%)

1) 法6条7項「都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第5項の構造計算適合性判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。」

構造計算適合性判定を依頼する指定構造計算適合性判定機関の決定方法

- 申請者の希望通りに構造計算適合性判定機関を決定している特定行政庁は36（全体の約1割）、指定確認検査機関は44（約5割）ある。
- 輪番制等の一定のルールに基づき構造計算適合性判定機関を決定している特定行政庁は230（全体の約8割）、指定確認検査機関は45（約5割）ある。



一定のルールに基づき決定している場合の決定方法

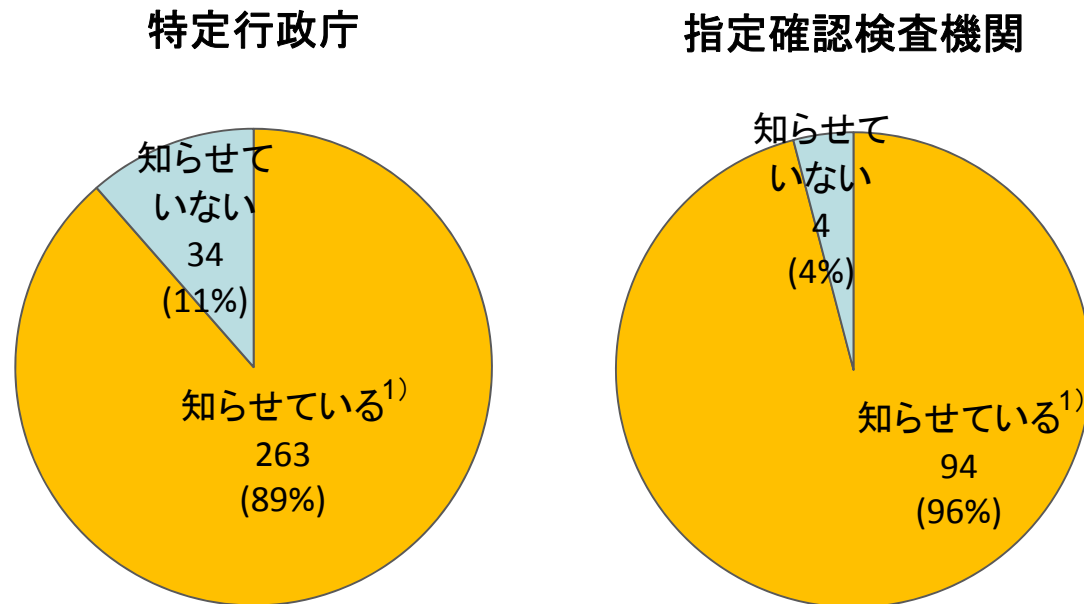
- 契約している指定構造計算適合性判定機関について予め審査を依頼する順番を決めておき、その順番に従って決定（輪番制）
- 複数指定している適判機関に対して、ほぼ均等な依頼数となるように調整して決定
- 都道府県内に適判機関が1機関しかなく、自動的に決定
- 適判機関は複数指定されているものの、指定されている業務範囲から判定可能な機関が1機関に自動的に決定 等

※ 特定行政庁（限定特定行政庁を除く297行政庁）及び指定確認検査機関（適判対象物件は業務対象外である機関等を除く98機関）を対象に調査（H24国土交通省調べ）

申請者への指定構造計算適合性判定機関の事前周知の状況

- 指定構造計算適合性判定機関を確認の事前相談において申請者に知らせている特定行政庁は263（全体の約9割）、指定確認検査機関は94（約9割強）ある。
- 事前に知らせていない主な理由としては、事前相談後必ずしも確認申請が出されるとは限らないこと、事前相談時と申請時で指定構造計算適合性判定機関が変わる可能性がある等があげられる。

■指定構造計算適合性判定機関を確認の事前相談において申請者に知らせている機関の状況



事前に知らせていない主な理由

- 事前相談後、必ずしも確認申請が提出されるとは限らないため
- 各指定構造計算適合性判定機関の業務状況を勘案して機関を決定しているため
- 輪番制であり、事前相談時と申請時で変わる可能性があるため 等

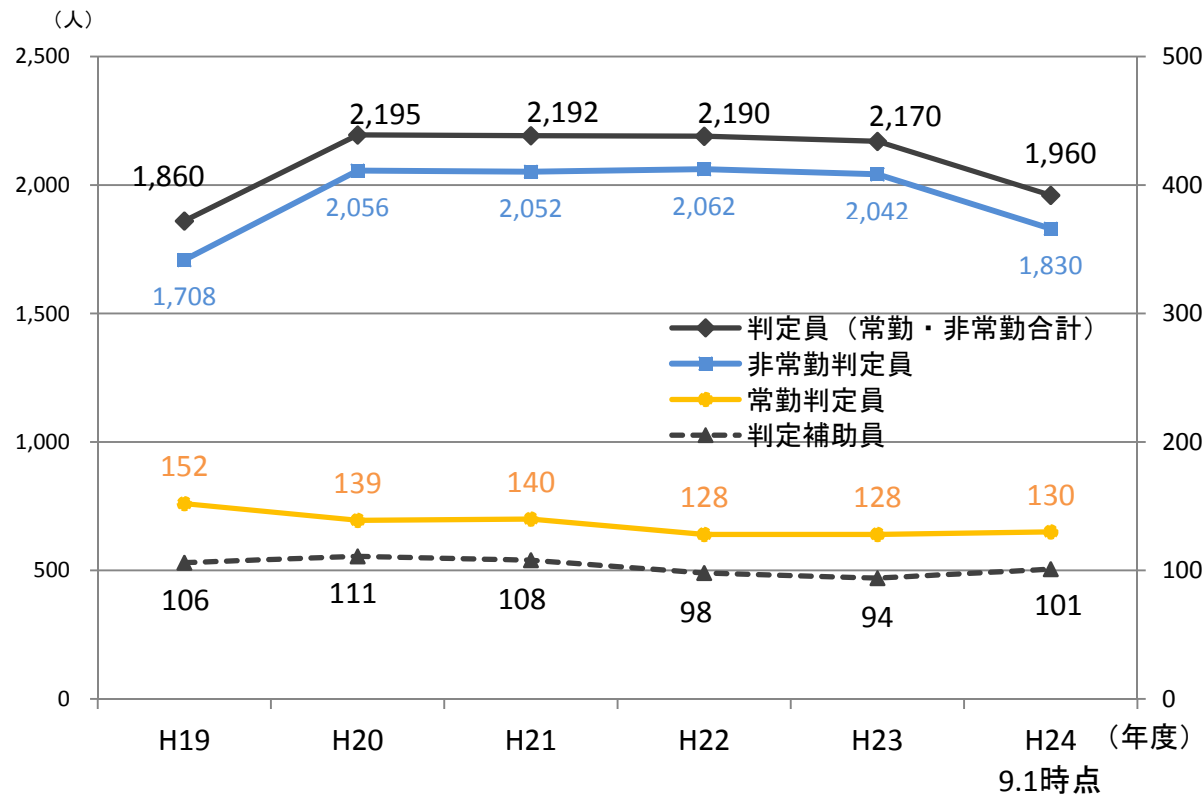
※ 特定行政庁（限定特定行政庁を除く297行政庁）及び指定確認検査機関（適判対象物件は業務対象外の機関等を除く98機関）を対象に調査（H24国土交通省調べ）

1) 都道府県内に適判機関が1機関しかなく自動的に決定する場合や、適判機関は複数指定されているものの指定されている業務範囲から判定可能な機関が1機関に自動的に決定する場合を含む。

構造計算適合性判定員数の推移及び判定員の確保状況等

- 平成24年9月1日時点で、常勤判定員は130人（全体の約7%）、非常勤判定員は1830人（全体の約93%）となっており、いずれも近年減少傾向にある。
- 判定員の確保が充分であると回答した指定構造計算適合性判定機関が14（全体の約3割）、概ね確保していると回答したのは27（全体の約5割）ある。

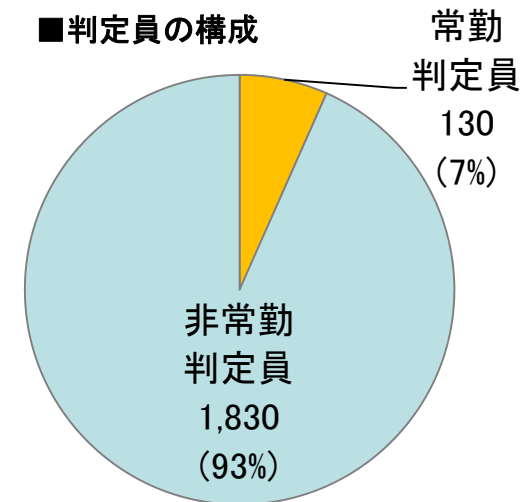
■判定員（常勤・非常勤）・判定補助員数の推移



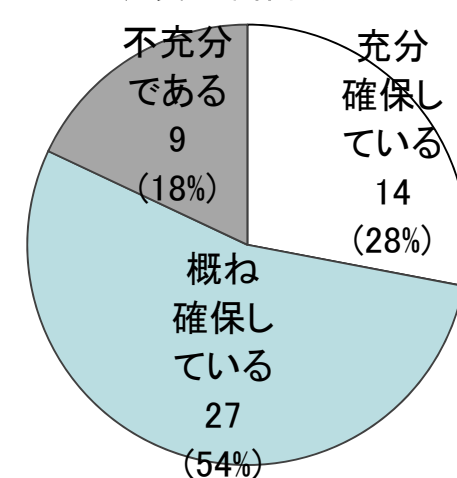
※ 指定構造計算適合性判適機関50機関の合計

※ H24.9.1時点（国土交通省調べ）

■判定員の構成



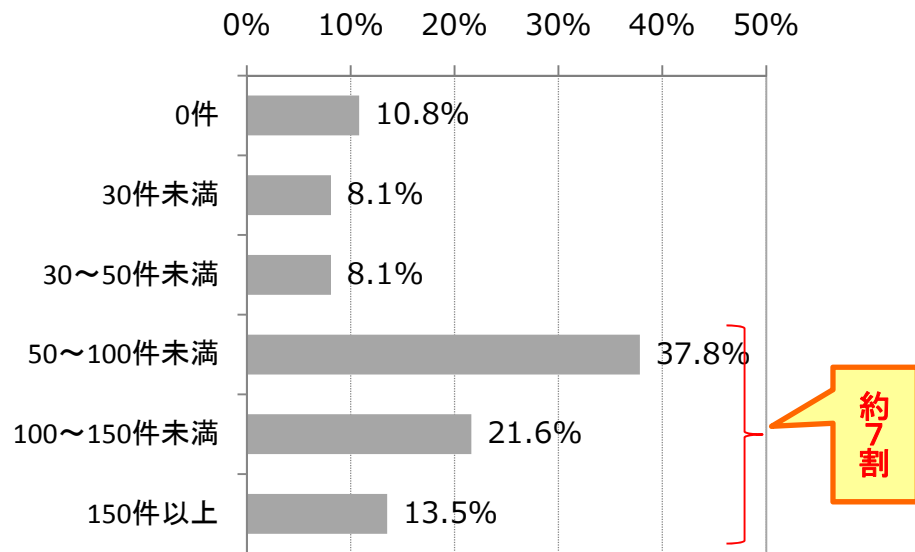
■判定員の確保状況



構造計算適合性判定員(常勤・非常勤別)の判定の実績

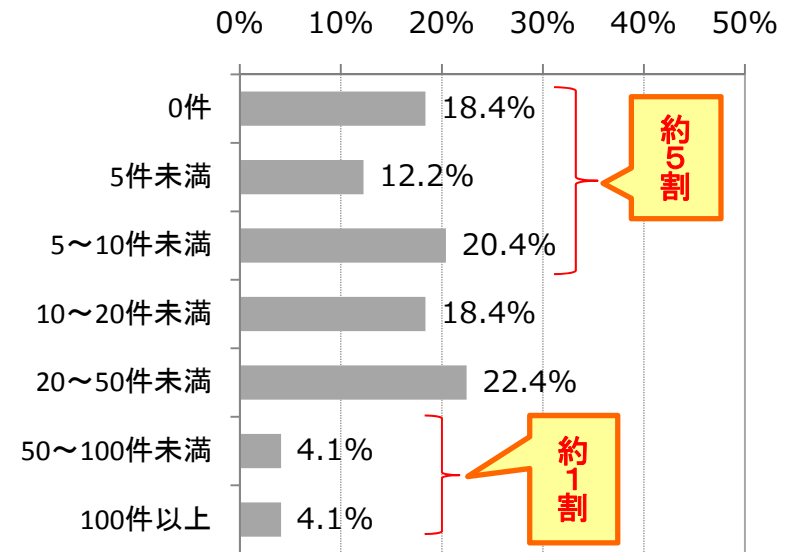
- 常勤判定員 1人あたりの年間判定件数は98件（平成23年度）で、同件数が50件以上となっている指定構造計算適合性判定機関が約7割となっている。
- 一方、非常勤判定員 1人あたりの年間判定件数は19件（平成23年度）で、同件数が50件以上となっている機関は約1割、特に10件未満となっている機関は約5割となっている。

■常勤判定員1人あたりの判定件数



年間判定件数：98件（平成23年度）

■非常勤判定員1人あたりの判定件数



年間判定件数：19件（平成23年度）

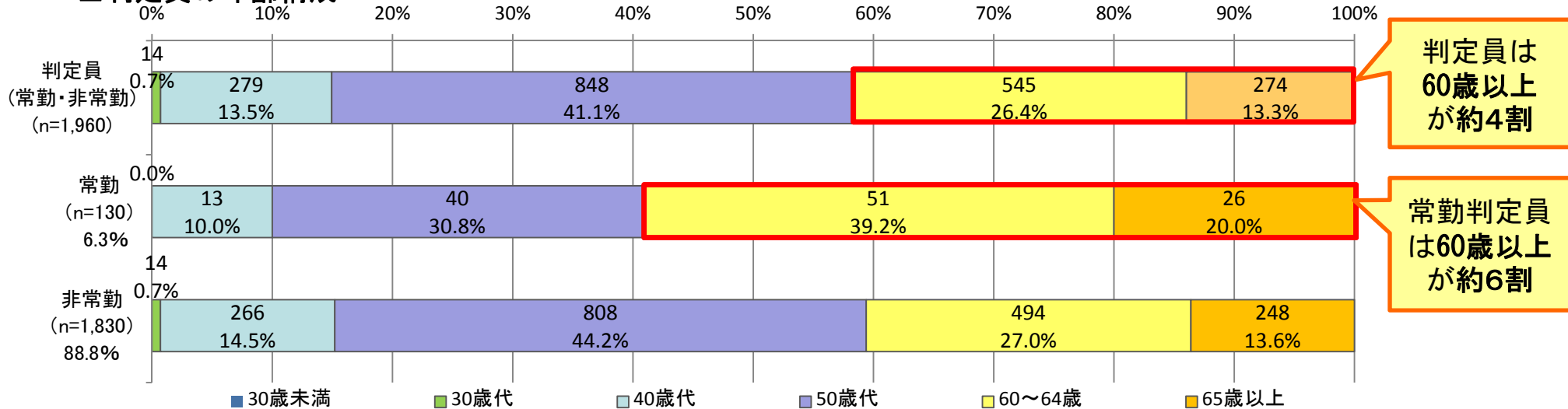
※ 常勤判定員のいる35機関を対象に調査（H24国土交通省調べ）

※ 非常勤判定員のいる47機関を対象に調査（H24国土交通省調べ）

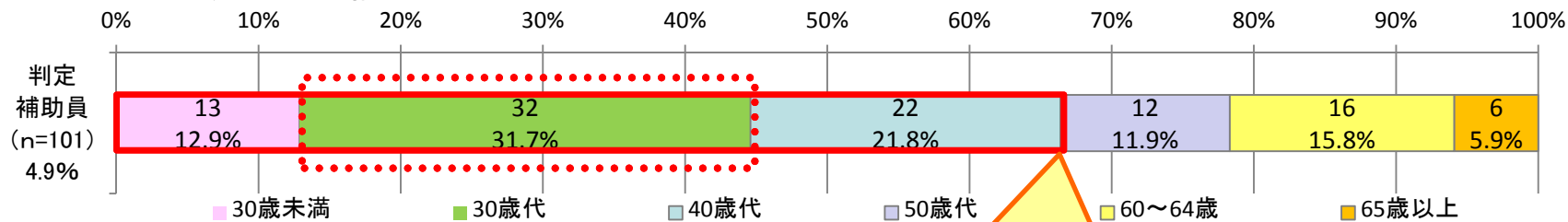
構造計算適合性判定員の年齢構成

- 判定員（常勤・非常勤）のうち、60歳以上の判定員が819人（全体の約4割）、常勤判定員では77人（約6割）となっている。
- 構造計算適合性判定を補助する判定補助員は、30代が32人（全体の約3割）、40代未満の合計では67人（全体の約2/3）となっている。

■判定員の年齢構成



■判定補助員の年齢構成



判定補助員は40代未満が約2/3
(30代は約3割)

※ H24.9.1時点（国土交通省調べ）

3. 建築確認と構造計算適合性判定の役割分担等の実態

- (1) 確認と構造計算適合性判定の双方を行う機関の実態
- (2) 確認と構造計算適合性判定の業務分担の実態

指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の兼務の状況

- 指定構造計算適合性判定機関のうち、指定確認検査機関としての指定を受けている機関は42（全50機関の約8割）ある。
- このような機関が行っている平成23年度の確認件数は約173,700件（全確認件数の約4割）であり、このうち構造計算適合性判定を要する件数は約12,900件（全判定件数の約8割）となっている。
- 構造計算適合性判定のみを行っている8機関による判定件数は約3,500件（全判定件数の約2割）となっている。

■指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の兼務の状況

指定確認検査機関: 126機関
H23年度 確認件数: 449,803件

指定構造計算適合性判定機関: 50機関
H23年度判定件数: 16,352件

	H24年度
① 指定構造計算適合性判定機関の数(都道府県を含む)	59
② ①のうち都道府県の数	9
③ ①のうち指定構造計算適合性判定機関の数(都道府県を含まない)	50
④ ③のうち指定確認検査機関を兼ねる機関の数	42

■指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関を兼ねる機関: 42機関

- 平成23年度 確認件数: 173,655件(約4割)
- 平成23年度 判定件数: 12,867件(約8割)

(一財)日本建築センター(37)	(一財)日本建築設備・昇降機センター(5)	(財)熊本県建築住宅センター(1)	(財)神奈川県建築安全協会(1)
ビューローベリタスジャパン(株)(21)	アウェイ建築評価ネット(株)(4)	(財)茨城県建築センター(1)	(財)富山県建築住宅センター(1)
(一財)日本建築総合試験所(21)	(一財)さいたま住宅検査センター(4)	(公財)三重県建設技術センター(1)	(株)ジェイ・イー・サポート(1)
(株)東京建築検査機構(13)	(株)建築住宅センター(1)	(財)山口県建築住宅センター(1)	(財)岩手県建築住宅センター(1)
日本ERI(株)(13)	(一財)宮城県建築住宅センター(1)	(財)長野県建築住宅センター(1)	(一財)福井県建築住宅センター(1)
(株)国際確認検査センター(8)	日本建築検査協会(株)(3)	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター(1)	(公財)とちぎ建設技術センター(1)
(株)グッド・アイズ建築検査機構(8)	(財)愛知県建築住宅センター(1)	(財)石川県建築住宅総合センター(1)	(株)神奈川県建築確認検査機関(1)
(一財)住宅金融普及協会(7)	(一財)福岡県建築住宅センター(1)	(財)新潟県建築住宅センター(1)	(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構(1)
ハウスプラス確認検査(株)(7)	(一財)大阪建築防災センター(1)	(財)沖縄県建設技術センター(1)	SGSジャパン(株)(1)
(株)都市住宅評価センター(6)	(財)兵庫県住宅建築総合センター(1)	(株)愛媛建築住宅センター(1)	(財)佐賀県土木建築技術協会(1)
(一財)ベターリビング(6)	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター(1)		

■指定構造計算適合性判定機関のみ: 8機関

- 平成23年度 判定件数: 3,485件(約2割)

(株)建築構造センター(26)
(財)日本住宅・木材技術センター(7)
(財)千葉県建設技術センター(1)
NPO静岡県建築技術安心支援センター(1)
北海道立総合研究機構(1)
(一財)群馬県建築構造技術センター(1)
(一財)福島県建築安全機構(1)
(財)秋田県建築住宅センター(1)

※()内の数値は指定を受けている都道府県数
H24.4.1時点

建築確認部門と構造計算適合性判定部門の分離状況

- 確認と構造計算適合性判定の双方の指定を受けている機関（全42機関）において、両部門を物理的に隔てている、両部門の業務を兼務している者がいない等の方法により、組織上両部門を分離している機関が39（全体の約9割）ある。
- このうち、両部門の担当者間で相談を行っていることがある等、実態上分離されていない状況もある機関が15（約4割）ある。

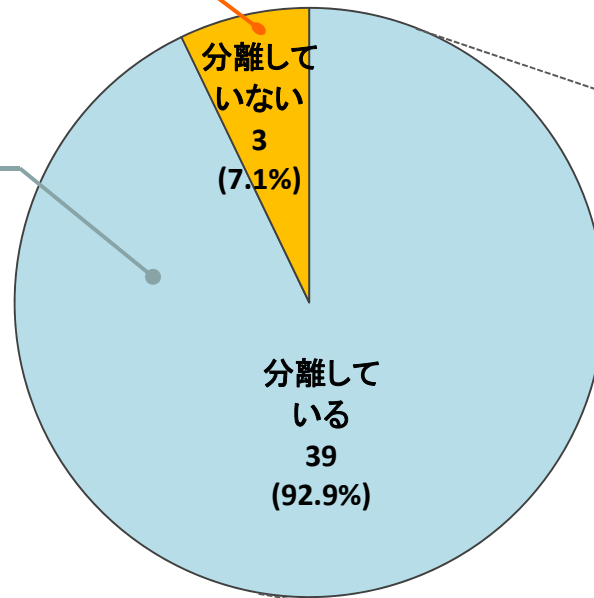
組織上、分離できない主な理由

- ・ 独立した部門としての経営は困難。
* 担当部長・担当者が両部門の業務を兼務している。

主な分離方法

- ・ 両部門が物理的に隔てられている。
* 隔壁、家具で仕切っている。
* 窓を分けて設置している。
* 別フロアー、別建物など執務室が異なる。
- ・ 社内規定等に明示・公表している。
- ・ 確認と構造計算適合性判定の業務を兼務している者がいない。
- ・ 構造計算適合性判定を要する物件は、確認の業務対象外としている。

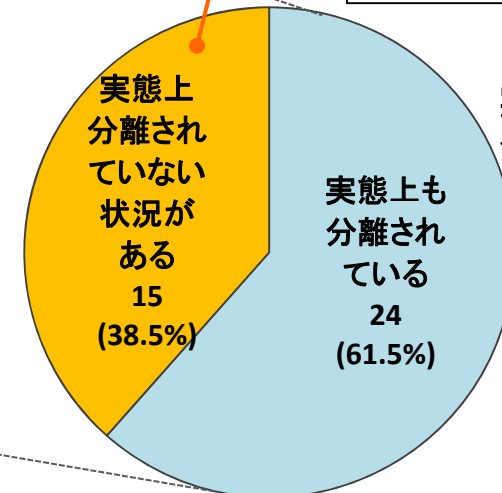
組織上の分離状況



実態上、分離されていない場合の主な具体的状況

- ・ 確認審査業務に携わる者が、適判業務の補助を行っている
- ・ 適判業務に携わる者に相談を行っている（逆もあり）等

実態上の分離状況



構造計算適合性判定の第三者性・独立性の確保方策の実施状況

- 確認と構造計算適合性判定の双方の指定を受けている42機関において、構造計算適合性判定の第三者性を確保するために監視委員会を設置したり、構造計算適合性判定を要する物件を確認の業務対象外とするなどの独立性確保のための措置をとっている。
- 指定構造計算適合性判定機関として、年に1回以上は指定権者による立入検査を受けている。
- また、両部門の独立性に係る内部監査・検査を実施している機関も12機関（全体の約3割）存在している。

■第三者性（公正性）確保のための主な方策

○監視委員会を設置している

* 第三者による技術的検査、機関の代表者及び担当役員の判定業務引受制限の確認、判定員の従事制限の確認等を実施している。

○適判を要する案件は確認の業務対象外としている

* 建築確認部門においては、構造計算適合性判定に係る規模の物件については業務範囲外としている。

■指定権者（都道府県知事）による立入検査の状況

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
立入検査回数	延べ回数	57	72	63	74
	1機関あたりの平均回数	1.4	1.7	1.5	1.8
検査員	延べ人数	161	156	137	141
	1回あたりの平均人数 ¹⁾	2.8	2.2	2.1	1.9

1) 複数の都道府県が合同で実施した場合は、それぞれ1回と計上している。

■両部門の独立性に係る内部監査・検査の実施状況

実施している機関：12機関（全体の約3割）

確認と構造計算適合性判定における業務分担の実態

確認と適判の制度上の業務分担

- 建築確認**（建築主事・指定確認検査機関）（⇒構造計算適合性判定結果に基づき、最終的に建築主事等が審査。）
 - ・構造（木造、S造、RC造等）毎の仕様規定に係る各階床伏図・構造詳細図等を用いた法適合性の審査
 - ・意匠設計図と構造設計図における構造耐力上主要な部分の位置・形状及び寸法に係る整合性の審査 等
- 構造計算適合性判定**（都道府県知事・指定構造計算適合性判定機関）
 - ・構造設計図における異常・不自然な箇所の有無
 - ・特殊な建築形状等への対応やデータの入力方法等の妥当性の審査 等

※ 具体的な審査すべき事項等については、「確認審査等に関する指針」（H19国土交通省告示第835号）第一第4項・第二第3項等を参照。

確認と適判における実態上の業務分担に係る指定構造計算適合性判定機関からの指摘

※H24国土交通省調べ

- 確認において審査すべき意匠設計図・構造設計図・構造計算書等の間の位置・形状・寸法等の整合性の審査が行われておらず、当該審査項目まで適判において審査を行っていることが多いとの指摘がある。

■確認と適判における制度上及び実態上の業務分担

審査項目		確認※	適判※
1	構造種別（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）ごとの仕様規定について、各階床伏図、構造詳細図等を用いて法適合性の審査を行う。	○	×
2	意匠設計図と構造設計図とを比較して、構造耐力上主要な部分の位置、形状及び寸法が整合していることの審査を行う。	○⇒×	×⇒○
3	構造計算書の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力の値が、意匠設計図等に示された内容と整合していることの審査を行う。	○⇒×	○
4	【認定プログラムを使用しない場合】 ・構造設計図において異常・不自然な箇所がないことの審査を行う。 ・建築計画が地震時に用いる計算式の適用方法の範囲内であり、特殊な建築形状・地形等への対応など、データの入力の方法が適切であることの審査を行う。 ・構造計算書の応力算定結果（フレームの応力図）に異常・不自然な値がないこと等の計算過程の審査を行う。	※構造計算適合性判定結果に基づいて、建築主事等が最終的な審査を行う。	○
	【認定プログラムを使用する場合】 ・建築計画が使用する大臣認定プログラムの適用範囲内であることの審査を行う。 ・構造設計図において異常・不自然な箇所がないことの審査を行う。 ・提出された電子データに基づき、入力方法等を審査の上、再入力・再計算を行い、エラーメッセージ等がないことの審査を行う。		○
5	保有水平耐力計算が必要保有水平耐力以上の値になっているか等、計算結果が法令の基準に適合していることの審査を行う。	○	○
6	断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していることの審査を行う。	○⇒×	×⇒○

確認において審査すべき項目について、審査が行われていないことが多い。

適判において審査することになっていない項目について、審査を行っていることが多い。

建築確認の概要

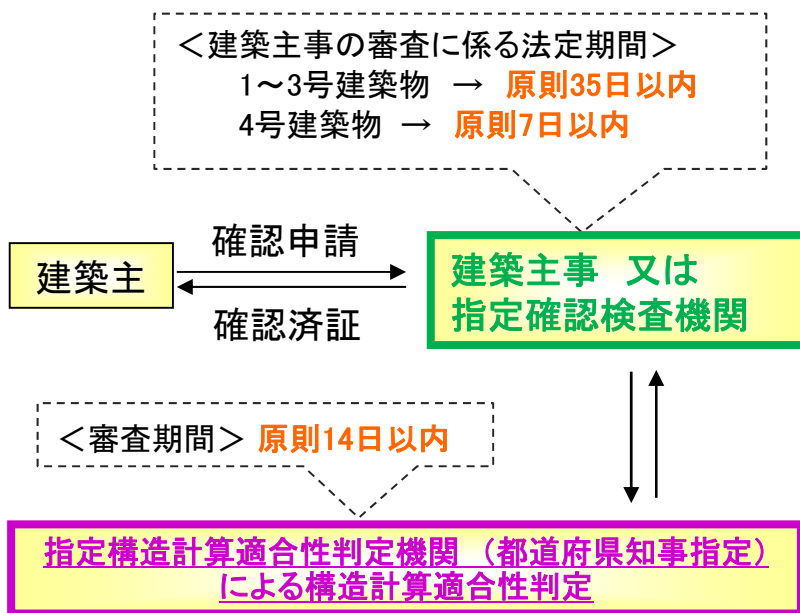
- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請図書に記載された内容に従って、その建築物の計画が建築基準(単体規定・集団規定等・建築基準関係規定)に適合しているかを確認し、適合している場合は確認済証を交付。

構造計算適合性判定の概要

- 高度な構造計算によって安全性を確認する建築物等に係る建築確認については、建築主事又は指定確認検査機関が、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定※(適判)を求めなければならない。

※：適判とは、構造計算の法適合性を適確に審査するため、建築主事等が行う審査に加え、第三者機関において一定の技術力を有する者が工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等を含む審査

フロー図



建築確認と構造計算適合性判定における業務分担

※「確認審査等に関する指針」(H19国土交通省告示第835号)

審査項目		建築主事等	適判機関等
1	構造種別(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)ごとの仕様規定について、各階床伏図、構造詳細図等を用いて法適合性の審査を行う。	○	×
2	意匠設計図と構造設計図とを比較して、構造耐力上主要な部分の位置、形状及び寸法が整合していることの審査を行う。	○	×
3	構造計算書の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力の値が、意匠設計図等に示された内容と整合していることの審査を行う。	○	○
4	【認定プログラムを使用しない場合】 ・構造設計図において異常・不自然な箇所がないことの審査を行う。 ・建築計画が地震時に用いる計算式の適用方法の範囲内であり、特殊な建築形状・地形等への対応など、データの入力の方法が適切であることの審査を行う。 ・構造計算書の応力算定結果(フレームの応力図)に異常・不自然な値がないこと等の計算過程の審査を行う。		○ ※構造計算適合性判定の結果に基づいて建築主事等が最終的な審査を行う。
5	保有水平耐力計算が必要保有水平耐力以上の値になっているか等、計算結果が法令の基準に適合していることの審査を行う。	○	○
6	断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していることの審査を行う。	○	×